

長 建 協 発 第 **579** 号
平成 27 年 3 月 **16** 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、東日本大震災による被害を受けた建設企業について、平成 23 年 8 月に建設業許可及び経営事項審査における特例措置を通知しております。

当該特例措置は平成 27 年 3 月 31 日で終了となる予定ですが、被災地及び被災建設企業の現状に鑑み、同措置の一部について別添のとおり延長することとした旨、同省土地・建設産業局建設業課より連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。